

別紙

令和4年1月31日

【重要】行政書士ADRセンター兵庫における調停手続業務の一時休止について
行政書士ADRセンター兵庫

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を図るため、当センター調停人候補者等の関係者及び事務局並びにご利用者等の安全を考慮し、当センターに係る調停手続の受付業務、事前相談（電話相談除く。）及び調停を含む業務を当分の間、一時休止します。

（※参考 令和3年2月18日付け「行政書士ADRセンター兵庫における調停手続業務の一時休止について」のお知らせに継続して、再度、同じ内容によりお知らせするものです。）（掲載日 2021年2月26日）

（※参考 令和4年1月27日、兵庫県に「まん延防止等重点措置」が適用）。